

| | | | |
|--|------------------------------|----|-----|
| 京都大学 | 博士 (法学) | 氏名 | 趙 崧 |
| 論文題目 | 清代官員の裁判と刑罰—官員犯罪に対する諸問題をめぐって— | | |
| (論文内容の要旨) | | | |
| <p>本論文は、清代中国における官員を対象とした裁判について、懲戒と刑事裁判との関連性を踏まえて実証的に検討し、その具体的内容を解明するものである。</p> <p>清代の官員犯罪については、成文法に少なからず処罰規定が存在するにも関わらず、一定の場合に懲戒処分に読み替えられたことなどから、従来の研究では基本的に懲戒処分の文脈において扱われるに止まっていた。一方、清代の裁判制度に関する研究では、官員犯罪の場合の特殊性自体は認識されていたものの、一般人を対象とした裁判制度の解明に力点が置かれ、官員犯罪のそれは十分検討されてこなかった。本論文は、当時の裁判制度の全体像を把握するためには、先行研究で等閑視されてきた官員犯罪のそれを含めて考えることが必要であるという認識の下、懲戒処分の文脈でのみ検討されるに止まっていた官員犯罪を巡る扱いについて、改めて懲戒処分と裁判との関連性を踏まえて当時の実態に即して考察を行っている。</p> <p>第一章は、清代における懲戒処分と刑罰の関係について、成文法その他の明文規範を中心に検討する。唐・明代において、成文法が定める処罰の他に懲戒処分も存在していたが、後者が独立した体系を有しておらず、前者と後者の境界もまた不明瞭であった。清代になると、早期から懲戒処分を定めた明文規範が設けられた一方、それらの整備が進むにつれて成文法との関係が問題となり、一時的には両者を内容的に統合する試みもなされたが、最終的に両者は別個のシステムとして定着した。しかしながら、刑罰が笞杖相当の場合に懲戒処分に読み替えられ、また成文法が定める公罪・私罪の概念が懲戒処分を定めた明文規範に組み込まれたことで、懲戒処分と刑罰は一定の関連性を有するものとなり、その意味で相互に補完する関係であった。</p> <p>第二章は、清代の官員裁判について、その最も一般的な手法たる省の長官の督撫が下僚を弾劾することにより始まる手続を考察する。まず督撫が下僚の不正行為を探知することについて、その上司にあたる官僚からの報告が中心であり、その報告をする官僚は同僚や下僚からの報告や民衆からの訴えで探知するほか、自ら職権により調査することもあった。また同様に、督撫自身も民衆からの訴えを受理したり、職権による調査を行う場合もあった。その後督撫は問題の官僚を弾劾するが、この段階で懲戒処分を求めるか、あるいは裁判の前置手続としての免職およびその後の裁判を求めるかの判断がなされていた。そして弾劾を皇帝が裁可した後、裁判となる場合は改めて督撫に対して審理の命令が下される。督撫はそれを受けてまず下僚に審理を委ね、複数の審理段階を経て督撫自らも審理を行い、その結果を皇帝に上奏する。皇帝はそれを関係官庁に審理させ、最終的にその結果を皇帝が裁可することで確定判決となった。</p> <p>第三章は、清代秋審における官犯の扱いについて検討する。清代の死刑で監候とされた場合、死刑の再審査手続として年一回行われる秋審に回された。秋審では、まず官僚が中心になって執行相当の「情実」、情状を酌量して死刑を免じる「可矜」、その中間としての翌年の秋審に回す「緩決」とに区分し、その後「情実」について皇帝が最終的に執行するか否かの判断をした。こうした秋審において、官犯の場合、審査資料としてそれのみを対象とした官犯冊が作成されたほか、官僚の検討段階では一律「情実」としてすべてを皇帝の判断に委ねることが行われた。またどの時期の事案をその年の秋審で扱うかについても、官犯の場合は一般人よりも対象期間を拡大する措置が取られた。さらに皇帝が判断する段階でも、単に執行するか否かを判断するのみならず、事案内容に応じた様々な処置が命じられることもあった。その他、緩決が繰り返された後に減等す</p> | | | |

る扱いについて官犯は個別に皇帝が判断したほか、処刑時に刑場へ連行することについても官犯の場合は情実とされた者全員が対象となった。全体として、官犯の場合、その重要性に鑑みて一般人とは異なる対応がなされるとともに、皇帝が個別に関与する度合いも高かった。

第四章は、清代における官員の刑罰執行について検討する。明代では金銭等で罪を贖う「贖」が広範に行われていたが、明代の成文法を継承した清代においてもまた主に納贖という形でそれが実施された。しかし清代では、納贖に関わる成文法が度々改正され、官員の納贖の適用範囲も度々変更が加えられた。清代中期以降になると成文法に規定のない捐贖が皇帝の個別判断によって用いられるようになり、その使用の拡大とともに官員に対する納贖が適用されなくなった。また同じ頃、刑罰が徒以上となる官犯については、辺境地域で各種労働に従事する効力贖罪や軍事関係の駅舎の管理を担う軍台効力が皇帝の個別判断によって科され、捐贖使用が拡大するにつれてこれらにも捐贖が適用される場合もあった。

本論文は最後に、以上の検討より得られた知見を踏まえ、清代の裁判制度全体を展望する。清代の官員裁判のあり方は従来の裁判制度理解では説明できないものであり、当時の裁判制度全体を考える場合、そうした官員裁判を含み得る形で全体像を設定する必要がある。そして、官員裁判にせよ懲戒処分にもせよその対象は官員の不正行為であり、その内容の重大性や準拠規範に応じて手続等が分けられるに過ぎなかったことや、清代裁判の有する「行政の一環としての司法」という性格を考慮すれば、懲戒処分と刑事裁判を包含する形の広義の裁判像が想定されるとする。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、清代中国における官員を対象とした裁判について、懲戒処分との関係を踏まえて実証的に検討し、その具体的内容を解明するものである。

本論文の長所としてまず挙げるべきは、清代官員の裁判について懲戒との関係を踏まえて実証的に解明したことである。不正をした官員への刑罰と懲戒については、織田萬の『清国行政法』以来、その強い関連性が認識されつつも、先行研究では基本的に懲戒のみを扱うに止まっていた。一方、裁判の研究においても、官員裁判の重要性や特殊性は認識されつつも、従来は一般人に対する裁判の解明に力が注がれるのみであった。本論文は、そうした先行研究の欠を埋めるべく、清代官員の裁判について懲戒処分との関係を踏まえて解明するもので、懲戒処分からも裁判からも大きな貢献をなすものと評価できる。

次に、官員裁判の検討に際して、審理過程のみならずその後の科刑段階も対象にしていることも長所として挙げられる。当時、官員であることによる特殊性は前者のみならず後者にも存在するが、そのことおよびその具体的内容は本論文の解明によるところが大きい。科刑段階における特殊性は、従来『礼記』の「刑は大夫に上らず」という考えより官員の優遇措置と見なされてきたが、当時の実態はそれとは大きく乖離していた。こうしたことの解明は、その内容もさることながら、方法論として実証研究の必要性を改めて喚起するものである。

また以上からも分かるように、本論文における史料の博搜およびそれに基づく実証的解明も長所として評価されるべきである。そもそも当時の裁判については、それを体系的に定める成文法等が存在せず、その解明には個々に散在する個別立法や裁判事例を丹念に収集分析していくしかない。しかも対象が官員となればその作業はさらに困難さを増す。官員裁判の研究が等閑視された理由の一つはこうした史料的制約にあったが、本論文は地道な収集分析を通じてそれを克服しており、このことは本人の高い研究能力を示している。

一方で本論文は、多くの史料を用いて実証的に論じようと試みたことから、時に内容が微細にわたり、結果として論じるべき内容がやや茫漠となっている箇所が存在することも否めない。しかし、時とともに変化する裁判の有り様を実証的かつ簡明に描き出すことは誰しも困難が伴うものであり、こうした問題は清代の官員裁判を実証的に解明する本論文の価値を損なわせるものではない。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものであり、かつ、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると認められる。

また、令和4年7月27日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。